

令和 6 年分
(北海道)

農業投資価格の金額表

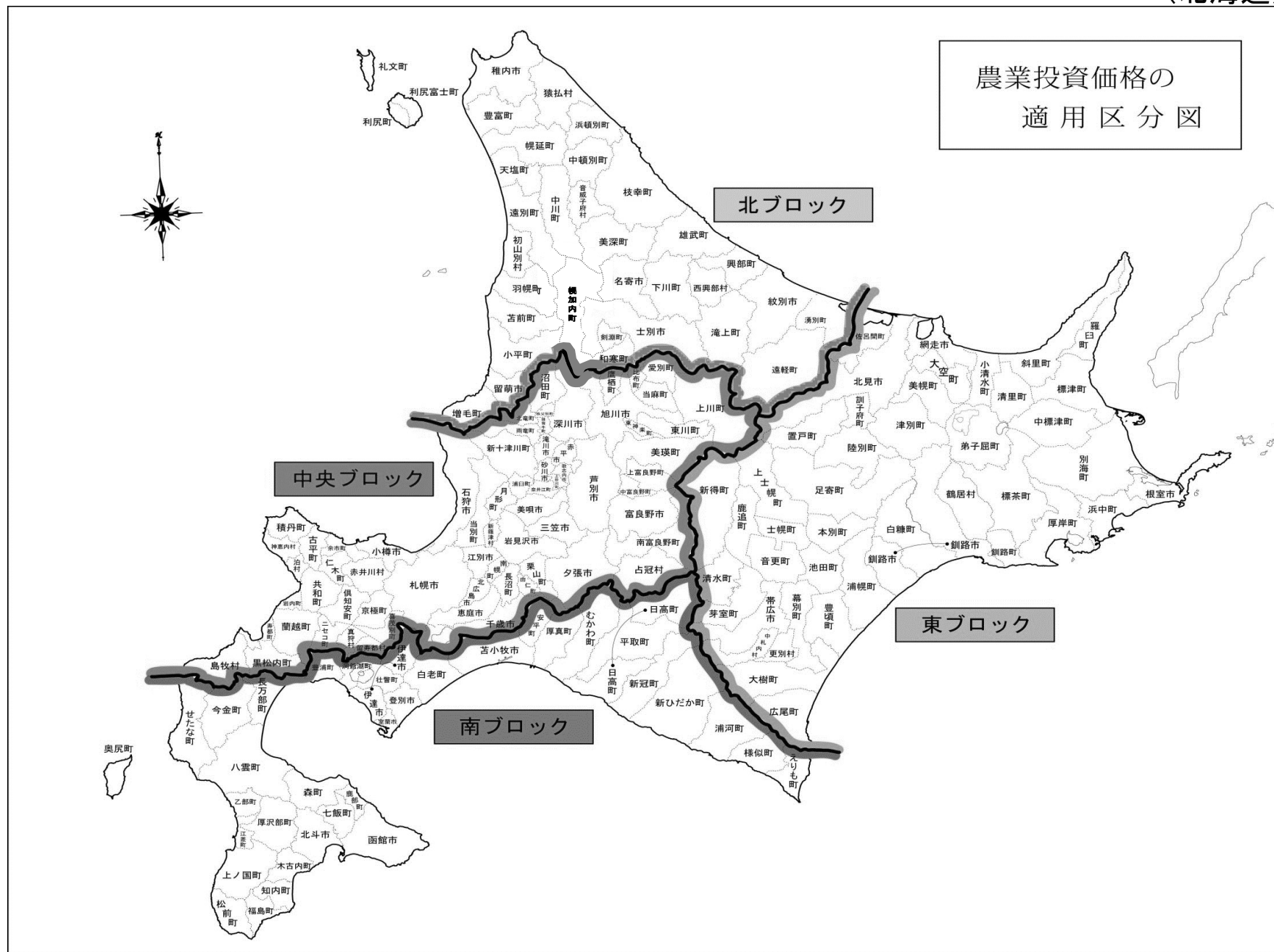
租税特別措置法第 70 条の 6 第 2 項に規定する農地等についての相続税の納税猶予額算定の基礎となる農業投資価格は、次表のとおりです。

(10 アール当たり)

地目 ブロック名	田	畑	採草放牧地
	千円	千円	千円
中央ブロック	300	128	50
南ブロック	236	117	45
北ブロック	169	55	21
東ブロック	169	73	27

(注) ブロックの対象地域は、次ページの「農業投資価格の適用区分図」による。

令和6年分
(北海道)



(注) 市町村名については、令和6年1月1日現在の市町村名を表示しています。